

証券コード 4165  
2022年12月5日

株 主 各 位

東京都中央区銀座六丁目10番1号  
G I N Z A S I X 1 0 階  
株 式 会 社 プ レ イ ド  
代表取締役CEO 倉 橋 健 太

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月19日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年12月19日（月曜日）午後7時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月20日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目7番1号  
東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 8階 ポートスタジオ
3. 目的事項  
報告事項
1. 第11期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第11期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績条件型株式報酬制度の一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://plaid.co.jp/>)に掲載させていただきます。

株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、同ウェブサイトに掲載させていただきます。

会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)

会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://plaid.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

●事業報告

企業集団の現況

直前3事業年度の財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

新株予約権等の状況

会社役員の状況

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

●連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

●監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

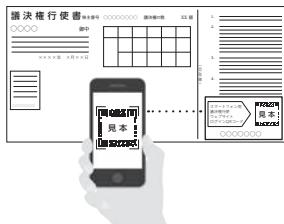


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## バーチャル株主総会へのご出席のご案内

本株主総会は、会場へご来場しての出席のほか、総会当日に専用のウェブサイトからインターネット上で出席し、ライブ配信映像の視聴、議決権行使及びご質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会となります。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、是非インターネット経由でご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、同サイト内より、事前質問をお受けしておりますので、是非ご利用ください。

※インターネット経由でご出席される場合、7頁の注意事項を必ずご一読ください。

### 1. 配信日時

2022年12月20日（火曜日） 午前10時から（予めログインしてお待ちください）

### 2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/plaid-11>



① 上記のURLを入力いただくか、右図の二次元QRコードを読み取り、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

② ログインには「株主番号」、株主名簿にご登録のご住所の「郵便番号」及び「保有株式数」が必要です。これらは議決権行使書に記載があります。お電話などのご照会には回答いたしかねますので、議決権行使書を投函される前に、記載されている「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」は、必ずお手許にお控えください。

※ご登録住所変更のお届出をされている場合は、変更前の「郵便番号」をご入力ください。

※本日より株主総会当日までいつでもログインは可能です。

※ご不明点に関しては、下記URLよりFAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

### 3. 事前質問方法

【事前受付期間】2022年12月5日（月曜日）から2022年12月16日（金曜日）まで

「2. アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「質問」ボタンの送信フォームよりご送信ください。

※ 受付期間終了後にお送りいただいたご質問及び株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

### 4. 当日の議決権行使及び質問方法

【受付開始】2022年12月20日（火曜日） 午前10:00から

「2. アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「株主総会参考書類」をご検討の上、「決議」ボタンより賛否をご入力ください。また、「質問」ボタンより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご入力ください。

5. 当日のバーチャル株主総会「Sharely」に関するお問い合わせ先  
[電話番号] 03-6416-5286  
(コインチェック株式会社 Sharelyヘルプデスク)  
[受付日時] 株主総会当日 午前9:00から株主総会終了時まで

以上

#### 注意事項

- インターネット経由にて議決権行使及びご質問が可能ですが、動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、株主総会会場へ直接ご出席ください。また、当日の動議提案に対する賛否の表明もできませんので、動議の採決が必要になった場合は、インターネット出席者は棄権又は欠席として取り扱うこととなりますので、予めご了承ください。
- 書面又はインターネット等による議決権の事前行使をされ、当日インターネット経由で出席した場合は、当日もしくは最後に行われた議決権行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、株主様が事前に議決権を行使されている場合に、当日インターネット経由で出席して再度議決権を行使されたときは、事前の議決権行使の効力は破棄しますが、当日インターネット経由での出席中に議決権を行使されなかったときは、事前の議決権行使の効力は取り消さずに維持する取り扱いとします。また、事前に議決権を行使されず、当日インターネット経由での出席中に議決権を行使されなかった場合は、棄権の取り扱いとします。
- 代理人によるインターネットでの出席はできません。代理人にて本総会へ出席する場合は、株主様ご本人の議決権行使書及び委任状をもって株主総会会場へ直接ご出席ください。
- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。予めご了承ください。
- 当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害が発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- バーチャル株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 株主総会当日のライブ配信のための映像撮影は、議長及び当社役員席のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

(添付書類)

## 事業報告

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループは「データによって人の価値を最大化する」をミッションに掲げ、世の中に溢れる様々なデータを生活者（注1）にとって価値あるものとして還元し、豊かな体験を流通させることを目的に、当社の提供するCX（注2）（顧客体験）プラットフォーム「KARTE」をウェブサイトやスマートフォンアプリを運営する企業に向けて、クラウド方式（注3）で提供しております。

ショッピングや旅行、金融など様々なサービスがインターネットを介して提供されるようになった今、生活者が企業にもとめることは、「自宅にしながら買い物できる」「予約できる」といった単なる利便性だけではなく、自分の興味や状態に合った最適な提案を受けられる良質なコミュニケーションやその先の体験へとシフトしていると当社グループは考えております。

一方で、企業がそれに応えるためには、データの蓄積、統合、分析を通じて一人ひとりの状態を正しく理解し、それに基づいて適切なコミュニケーションを図る、あるいはウェブサイトやスマートフォンアプリをパーソナライズさせる仕組みを構築する必要がありますが、これらの取り組みは企業にとって複雑で難易度の高いものとなっているのが現状です。

企業は「KARTE」を活用することにより、ウェブサイトやスマートフォンアプリ上のリアルタイム行動データを中心とする様々なデータを、ユーザー単位で解析することができます。それによって、一人ひとりの興味や状態が可視化され、ユーザーをPV（注4）やUU（注5）といった塊の「数字」としてだけではなく、一人の「人」として理解しやすくなると当社グループは考えております。その上で企業は、「KARTE」内で一人ひとりの興味や状態に合わせた多様なコミュニケーション施策を実施し、その結果を検証することなどができます。

顧客体験向上やデータ活用に対する企業の関心が高まる中、「KARTE」はウェブサイトやスマートフォンアプリ上のマーケティング領域に留まらず、カスタマーサポート領域など様々な企業活動において活用いただいております。今後も「KARTE」の機能強化や各種プロダクトの提供を通じて、企業が統合的にユーザーを理解できるデータ環境の拡充を進めていきます。

当連結会計年度においては、「KARTE」の販売強化に向けた組織変更や人員増強を行ったほか、更なる事業領域の拡大に向けた取り組みも行いました。

この結果、当連結累計期間の末日における当社グループのARR（注6）は6,638,342千円となり、売上高は7,295,234千円（前期比34.0%増）、営業損失は882,541千円（前期は営業利益170,616千円）、経常損失は983,503千円（前期は経常損失105,786千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は930,777千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失106,650千円）となりました。

なお、当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- (注) 1. 世の中一般の不特定多数の人々を「生活者」、企業が商品・サービスを提供する相手を「ユーザー」と表記しております。
2. Customer Experience（カスタマーエクスペリエンス）の略語であり、一般的に「顧客体験」と訳されますが、顧客がよいと感じられる体験、つまり「顧客が体験して得られる価値」までも含めて定義しております。
3. クラウドコンピューティングの略語であり、ソフトウェア等のシステムをインターネット経由でサービス提供することを前提とした仕組みの総称であります。
4. Page View（ページビュー）の略語であり、ウェブサイト内の特定ページが開かれた回数を表し、ウェブサイトがどのくらい閲覧されているかを測るための指標の一つです。
5. Unique User（ユニークユーザー）の略語であり、特定の集計期間内にウェブサイト又はスマートフォンアプリに訪問したユーザーの数を表す数値です。
6. Annual Recurring Revenueの略語であり、各期末の月次サブスクリプション売上高を12倍して算出。既存の契約が更新のタイミングで全て更新される前提で、既存の契約のみから、期末月の翌月からの12ヶ月で得られると想定される売上高を表す指標です。
- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は72,426千円です、主な内容はPC等の購入によるものであります。
- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度中に、当社は、株式会社エモーションテックの株式取得資金及び機動的かつ安定的な資金調達手段の確保を目的として、シンジケートローン（タームローン及びコミットメントライン）2,000,000千円を組成しております。
- ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
2021年10月27日付で、100%出資子会社、株式会社RightTouchを設立しました。

## (2) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                                      |
|----------------|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社エモーションテック  | 174,999千円 | 64.0%    | CX（顧客体験）マネジメントクラウド「EmotionTech CX」及び従業員体験EX（従業員体験）マネジメントクラウド「EmotionTech EX」の開発・運営 |
| 株式会社RightTouch | 5,000千円   | 100.0%   | カスタマーサポートプラットフォーム「KARTE RightSupport」の開発、提供                                        |

（注）株式会社Emotion Techは、2022年6月30日付で株式会社エモーションテックに社名変更しております。

## (3) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

### ①提供するサービスの向上

当社グループの顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化しております。当社グループは、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、既存プロダクト、サービスのさらなる付加価値向上を図ることが欠かせないものと認識しております。そのため、当社グループは、プロダクト、サービスの機能追加・改善を継続的に実施し、顧客価値の向上に努めてまいります。

### ②プロダクト、サービスの認知度向上

当社グループが成長を維持していくためには、当社グループのプロダクト、サービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従前より、積極的なマーケティング活動やパートナー企業との提携等の認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

### ③プロダクト、サービスに対する顧客の価値実感の向上

優れたプロダクトやサービスを顧客に提供するだけで、顧客がその価値を実感できるとは限りません。当社グループのプロダクトやサービス、特にKARTEは、顧客企業が積極的に活用して、その先にいるユーザーのCXを高めることで初めて価値を生み出します。そのためには、単にプロダクトやサービスを顧客に提供するだけではなく、顧客がKARTEなどの我々のプロダクトやサービスを活用できる状態にしていくことが、顧客企業にとっても、我々にとっても、そして顧客企業の先にいるユーザーにとっても大切です。

それを実現していくために、我々はカスタマーサポートなどの有償・無償の顧客支援を提供していくことが大切であり、そのための人的資源に投資していく方針です。

### ④組織体制の整備

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの付加価値向上及び新規サービスの開発等の多面的な取り組みにより成長を継続していくため、多様なバックグラウンドの優秀な人材を採用・育成し、組織体制を整備・強化していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備を継続的に実施してまいります。

### ⑤経営基盤の強化

事業の拡大に伴う人材増強及び経営基盤の強化が欠かせないと認識しております。継続して人材の確保・育成・活用を行うと同時に、マネジメント力の強化や財務健全性の確保等の収益力を支える経営基盤の強化を図り、勢いのある成長を目指してまいります。

### ⑥安定的な事業資金の確保

当社グループは、事業拡大のために販売・マーケティングやサービス開発等への投資を継続しており、設立以来、毎期、当期純損失を計上しております。これらの先行投資に必要な事業資金の調達を安定的に行うため、また、急激な資金需要や不測の事態に備えるため、2022年9月期においては株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとする3金融機関と総額2,000,000千円のシンジケートローン契約（タームローン及びコミットメントライン）を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入金残高は1,200,000千円であり、本契約に基づく借入未実行残高は500,000千円であります。今後も資金調達をはじめ、財務基盤の強化及び安定的に事業資金を確保するための諸施策を講じてまいります。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

| 氏 名    | 会社における地位  | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                    |
|--------|-----------|------------------------------------------------------------|
| 倉橋 健太  | 代 表 取 締 役 | 執行役員CEO                                                    |
| 柴山 直樹  | 取 締 役     | 執行役員CPO                                                    |
| 高柳 慶太郎 | 取 締 役     | 執行役員                                                       |
| 平野 正雄  | 社 外 取 締 役 | 株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長<br>早稲田大学商学大学院 教授<br>株式会社ユーザベース 社外取締役 |
| 後藤 圭史  | 常 勤 監 査 役 |                                                            |
| 中町 昭人  | 社 外 監 査 役 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー                                    |
| 山並 憲司  | 社 外 監 査 役 | 株式会社Smart Opinion 代表取締役社長<br>アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 社外取締役    |

- (注) 1. 取締役平野正雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中町昭人氏及び監査役山並憲司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役平野正雄氏は、企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授としての豊富な知識及び経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役後藤圭史氏は、長年にわたり当社の管理部門に在籍し、法務・情報セキュリティに携わってきた経験があります。
6. 社外監査役中町昭人氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外監査役山並憲司氏は、複数の企業における豊富な経験に加え、法務・コンプライアンスについても幅広い経験を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員であります。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 基本方針

- ・役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけていること
- ・当社のフェーズに応じた持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- ・企業文化と整合したものであること
- ・適切な報酬水準であること
- ・決定プロセスに透明性・客観性があること

#### 報酬水準

以下を参考とすること

- ・外部環境や市場環境
- ・上場企業、あるいは同業他社の報酬水準

#### 報酬構成の概要

- ・上場企業として、対外的なコミットメントは遵守していくものの、当社はまだ成長初期・投資フェーズであることから、当面は、基本報酬をベースとすること
- ・ただし、基本報酬は、職位、スキル、所管事業部門での職責、個人評価や事業計画に対する業績達成率等を勘案すること
- ・業績連動報酬額、あるいは業績連動株式報酬、これらの比率等の設計は、今後の継続的な検討事項とすること

#### 報酬決定のプロセス

- ・報酬水準、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、具体的な報酬支給額等について、社外役員と協議を行うものとする
- ・この協議を経て、最終的な各人別の金額の決定は取締役会において行うこと

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |          |          | 対象となる役員の数  |
|------------------|-------------------|-------------------|----------|----------|------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬   | 非金銭報酬等   |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 86百万円<br>(6百万円)   | 86百万円<br>(6百万円)   | —<br>(—) | —<br>(—) | 4名<br>(1名) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 22百万円<br>(11百万円)  | 22百万円<br>(11百万円)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 3名<br>(2名) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 108百万円<br>(17百万円) | 108百万円<br>(17百万円) | —<br>(—) | —<br>(—) | 7名<br>(3名) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年12月20日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の公正価値を上限として、2019年1月11日及び2019年3月19日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会で取締役会に委任された範囲でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、2019年1月11日時点で5名、2019年3月19日時点で4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年12月20日開催の定時株主総会において、年額40百万円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第5回新株予約権の公正価値を上限として、2019年3月19日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会で取締役会に委任された範囲でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。なお、監査役に対する具体的な付与数は上記範囲内で監査役の協議により定めております。
4. 取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬総額の決議を得ております。取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

(注) 本事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しております。

本事業報告中の「千円」単位は、単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目           | 金 額        |
|---------------|-----------|---------------|------------|
| (資産の部)        |           | (負債の部)        |            |
| 流動資産          | 4,941,616 | 流動負債          | 1,743,991  |
| 現金及び預金        | 3,864,273 | 短期借入金         | 200,000    |
| 売掛金           | 615,824   | 1年内返済予定の長期借入金 | 502,720    |
| その他           | 461,518   | 未払金           | 487,266    |
| 固定資産          | 2,191,944 | 未払法人税等        | 29,863     |
| 有形固定資産        | 60,814    | 契約負債          | 342,735    |
| 建物            | 26,227    | 受注損失引当金       | 9,289      |
| 減価償却累計額       | △26,186   | その他           | 172,117    |
| 建物(純額)        | 40        | 固定負債          | 978,405    |
| 工具、器具及び備品     | 164,371   | 長期借入金         | 965,600    |
| 減価償却累計額       | △103,597  | 繰延税金負債        | 12,805     |
| 工具、器具及び備品(純額) | 60,773    | 負債合計          | 2,722,397  |
| 投資その他の資産      | 2,131,129 | (純資産の部)       |            |
| 関係会社株式        | 1,719,740 | 株主資本          | 4,376,430  |
| 投資有価証券        | 110,395   | 資本金           | 2,690,028  |
| 敷金及び保証金       | 284,579   | 資本剰余金         | 4,650,030  |
| 従業員に対する長期貸付金  | 16,414    | 資本準備金         | 4,650,030  |
| 資産合計          | 7,133,560 | 利益剰余金         | △2,963,400 |
|               |           | その他利益剰余金      | △2,963,400 |
|               |           | 繰越利益剰余金       | △2,963,400 |
|               |           | 自己株式          | △228       |
|               |           | 評価・換算差額等      | 29,015     |
|               |           | 繰延ヘッジ損益       | 29,015     |
|               |           | 新株予約権         | 5,718      |
|               |           | 純資産合計         | 4,411,163  |
|               |           | 負債・純資産合計      | 7,133,560  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年10月1日から)  
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 6,551,420 |
| 売 上 原 価                 | 1,648,824 |
| 売 上 総 利 益               | 4,902,596 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 5,335,817 |
| 営 業 損 失 ( △ )           | △433,221  |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 1,259     |
| 助 成 金 収 入               | 438       |
| 受 取 手 数 料               | 14,886    |
| そ の 他                   | 580       |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 26,407    |
| 支 払 手 数 料               | 2,506     |
| 為 替 差 損                 | 57,444    |
| そ の 他                   | 3,293     |
| 経 常 損 失 ( △ )           | △505,709  |
| 特 別 損 失                 |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 13,934    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )   | △519,644  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,806     |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         | △523,451  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社プレイド  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂 井 知 倫 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 有 吉 真 哉 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プレイドの2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 株 式 会 社 プ レ イ ド     | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 後 藤 圭 史 ㊟ |         |
| 社 外 監 査 役 中 町 昭 人 ㊟ |         |
| 社 外 監 査 役 山 並 憲 司 ㊟ |         |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更を行うものであります。

なお、当社は、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2022年11月24日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

##### (2) 電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経

過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第11条 (招集)<br>当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<br><br>(新 設)                                                                                            | 第11条 (招集)<br>1. <u>当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u><br>2. <u>当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u><br><br>(削 除) |
| 第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>当会社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> |                                                                                                                                                                                                             |



## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役の全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、新任の社外取締役1名を含む2名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式の数 |
|-------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1     | 倉橋 健太<br>(1983年3月14日生)  | 2005年4月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社<br>2011年10月 当社設立 当社代表取締役CEO就任<br>2022年1月 当社代表取締役執行役員CEO就任（現任）                                                                                                                         | 10,965,000株     |
| 2     | 柴山 直樹<br>(1982年9月19日生)  | 2009年7月 情報処理推進機構2009年度上期末踏IT人材発掘 本体採択<br>2011年9月 株式会社エスキュービズム入社<br>2013年4月 当社入社 取締役CTO就任<br>2018年4月 当社執行役員就任<br>2019年2月 当社取締役執行役員CPO就任（現任）                                                                           | 7,066,000株      |
| 3     | 高柳 慶太郎<br>(1982年9月21日生) | 2005年4月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社<br>2008年11月 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社入社<br>2011年10月 当社取締役就任<br>2013年3月 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社取締役就任<br>2014年3月 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社取締役副社長COO就任<br>2016年4月 当社取締役退任<br>2018年12月 当社取締役執行役員就任（現任） | 119,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                              | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 4         | <p style="text-align: center;">むとう けんたろう<br/>武藤 健太郎<br/>(1972年9月29日生)</p> | <p>1995年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行） 入行<br/>1998年11月 ドイツ証券株式会社入社<br/>2014年7月 BDAパートナーズ株式会社入社<br/>マネージング・ディレクター就任<br/>2015年8月 株式会社FINC入社 執行役員事業<br/>戦略室長就任<br/>2016年8月 みずほ証券株式会社入社<br/>2017年9月 スタンダードチャータード銀行入行<br/>2018年10月 当社入社 執行役員CFO就任(現任)<br/>2022年3月 グロービス経営大学院 教授就任<br/>(現任)</p>                                                                                                                                                           | 19,000株         |
| 5         | <p style="text-align: center;">ひらの まさお<br/>平野 正雄<br/>(1955年8月3日生)</p>     | <p>1980年4月 日揮株式会社（現 日揮ホールディングス株式会社） 入社<br/>1987年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社<br/>1993年7月 同社パートナー就任<br/>1998年7月 同社ディレクター・日本支社長就任<br/>2007年11月 カーライル・ジャパン・エルエルシー<br/>マネージングディレクター・日本<br/>共同代表就任<br/>2012年1月 株式会社エム・アンド・アイ代表取<br/>締役社長就任（現任）<br/>2012年4月 早稲田大学商学大学院教授就任（現<br/>任）<br/>2015年5月 デクセリアルズ株式会社社外取締役<br/>就任<br/>2016年8月 株式会社ロコンド社外取締役就任<br/>2017年6月 株式会社LITALICO社外取締役就任<br/>2019年3月 当社社外取締役就任（現任）<br/>2019年3月 株式会社ユーザベース社外取締役就<br/>任（現任）</p> | 0株              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 6     | まつざわ かおる<br>松澤 香<br>(1978年9月29日生) | 2002年10月 弁護士登録、森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所<br>2008年6月 米国ハーバード大学ロースクール修士課程（LL.M.）修了<br>2009年1月 ニューヨーク州弁護士登録<br>2011年12月 国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 事務局 総務・調査部 調査課長就任<br>2014年11月 厚生労働省 年金局 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）ガバナンス強化担当参与就任<br>2017年10月 松澤香法律事務所設立<br>2019年1月 三浦法律事務所設立 パートナー就任（現任）<br>2021年2月 OnBoard株式会社 代表取締役就任（現任） | 0株              |

- (注) 1.武藤健太郎氏、松澤香氏は、新任の取締役候補者であります。
- 2.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3.平野正雄氏、松澤香氏の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、平野正雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、平野正雄氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、松澤香氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 4.平野正雄氏は、2019年3月に当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本株主総会終結の時をもって3年9ヶ月であります。
- 5.倉橋健太氏を取締役候補者とした理由は、当社の代表取締役として、創業時より事業全般を統括し、また、企業価値向上に資する様々な課題に取り組んできており、今後も強いリーダーシップで事業を推進できると判断したためであります。
- 6.柴山直樹氏を取締役候補者とした理由は、技術開発における豊富な知識及び経験を当社の事業のさらなる拡充に活かすことができると判断したためであります。
- 7.高柳慶太郎氏を取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な知識及び経験を当

社の事業のさらなる拡充に活かすことができると判断したためであります。

8.武藤健太郎氏を取締役候補者とした理由は、ファイナンスを中心とするコーポレート業務全般における豊富な知識及び経験を当社の事業のさらなる拡充に活かすことができると判断したためであります。

9.社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平野正雄氏は、企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授としての豊富な知識及び経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、社外取締役候補者といたしました。

松澤香氏は、弁護士及び企業経営者としての豊富な知識及び経験を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、社外取締役候補者といたしました。

10.当社は、平野正雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、松澤香氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

11.役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社役員 の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 〔ご参考〕

本議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会及び監査役会構成員のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

各役員がスキルを保有していることを前提として、当社が各役員に対して特に求める項目に○印をつけています（最大4個としています）。

| 氏名         | 企業<br>経営 | テクノ<br>ロジー | 営業・<br>マーケティング | 法律 | 財務<br>会計 | 監査 | グローバ<br>ル |
|------------|----------|------------|----------------|----|----------|----|-----------|
| 取締役 倉橋 健太  | ○        | ○          | ○              |    |          |    |           |
| 取締役 柴山 直樹  |          | ○          | ○              |    |          |    | ○         |
| 取締役 高柳 慶太郎 | ○        | ○          | ○              |    |          |    |           |
| 取締役 武藤 健太郎 | ○        |            |                | ○  | ○        |    | ○         |
| 取締役 平野 正雄  | ○        |            | ○              |    | ○        |    | ○         |
| 取締役 松澤 香   | ○        |            |                | ○  |          |    | ○         |
| 監査役 後藤 圭史  |          | ○          |                | ○  |          | ○  |           |
| 監査役 中町 昭人  |          |            |                | ○  |          | ○  | ○         |
| 監査役 山並 憲司  | ○        |            |                | ○  |          | ○  | ○         |

当社は、「データによって人の価値を最大化する」をミッションに掲げるテクノロジーカンパニーであります。事業環境が刻々と変化する中、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、同分野における経営やマネジメントに加え、成長初期・投資フェーズであるSaaS事業においては営業・マーケティング戦略やプロダクト開発を迅速かつ正確に推進することが重要であります。

また、成長初期・投資フェーズである当社が同分野を席卷する国内外のプレーヤーとの競争において当社の事業を一層スケールさせるためには、成長投資（M&Aを含む）やグローバル展開を避けて通ることができません。

そのため、これらの現況において自らが備えるべきスキルとして、「企業経営」「テクノロジー」「営業・マーケティング」「グローバル」の項目を選定しています。

また、上記の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、コーポレートガバナンスやリスク管理・コンプライアンス分野における着実な経営判断とその監督が極めて重要になります。加えて、事業スケールのためには、強固な財務基盤の構築と財務戦略の推進が必要であり、そのためには、実務に裏打ちされた財務・会計分野における確かな知識・経験が必要であります。

したがって、「法律」「財務会計」「監査」の項目も選定しています。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績条件型株式報酬制度の一部変更の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年12月20日開催の第7期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。さらに、2021年12月21日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、上記の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）及び業績条件型株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰと併せて「本制度」といいます。）を導入し、本制度Ⅰに基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間5万株以内、その報酬の総額は年額150百万円以内、本制度Ⅱに基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間2万5,000株以内、その報酬の総額は株式付与分及び金銭支給分を合わせて年額150百万円以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、世界的な市場環境の変化等を受け、本制度導入時点と比較して当社の株価に大きな変動が生じたことに鑑みて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進める等の本制度の目的を維持するため、本制度において対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の総数の上限を引き上げることにつきご承認をお願いするものであります。具体的には、本制度Ⅰに基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間20万株以内、本制度Ⅱに基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内といたしたいと存じます。

ただし、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱのいずれの上限株式数についても、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。本制度の内容は、上記上限株式数を除き、現行どおりとし、変更はありません。

なお、本制度に係る報酬枠には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれず、また、本議案提出時点において、対象取締役に対する改定前の本制度に基づく株式の付与は行われていません。

現在の対象取締役は3名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

本議案は、世界的な市場環境の変化等を受け、本制度導入時点と比較して当社の株価に大きな変動が生じたことから、本制度において対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の総数の上限を引き上げる一方で、本制度において対象取締役に対して付与される報酬の総額の引上げ等はありません。また、当社は2021年12月21日開催の第10期定時株主総会において本制度の導入議案が承認されたことを受けて、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しており、その概要は、本招集通知13ページに記載のとおりです。本議案の内容は、当該方針に沿って取締役に報酬を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。さらに、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2022年9月30日時点）に占める割合は約0.8%とその希薄化率は軽微です。なお、本議案については、事前に社外役員との協議会での審議を経ております。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区海岸一丁目7番1号

東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 8階 ポートスタジオ



交通 J R：山手線・京浜東北線 浜松町駅 北口より徒歩4分

地下鉄：都営浅草線・都営大江戸線 大門駅 B2出口より徒歩5分

ゆりかもめ：ゆりかもめ 竹芝駅 デッキ直通徒歩2分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。